

行政法

担当教員： 萩原聡央

履修年次・区分： 1・2・3年（共通－教養－社会と経済）

授業のテーマ： この講義では、まず、わたしたちの生活に身近な行政活動（営業の許可・取り消し、交通取り締まり、食品衛生の確保、社会保障など）および行政に関する法の仕組みについて考察する。また、行政法の基礎的な知識を習得した後、行政行為を中心に、行政活動の特徴的な性質について考察する。更に、国家補償や行政事件訴訟などを中心として、裁判例の検討をも踏まえながら、行政救済に関する法の仕組みについて考察する。

この日の授業内容： 行政行為（1）～市民より行政の判断の方がとりあえず上～



行政法とは行政に関する法のこと、つまり、国・都道府県の行政機関に関する法のことです。わたしたちの暮らしは行政法と無関係ではられません。市民に対する課税、道路工事にかかる発注、飲食店の衛生管理など、暮らしには行政が関係しています。

例えば市長の名で市民Aに対して市民税・県民税の特別徴収税額通知書が送られてきます。行政庁が地方税法に基づいて、権力的に、市民Aに対して市民Aの税金の支払い・税額等を具体的に決定し、市民Aに支払い義務を生ぜしめたものです。権力性・具体性・法行為性の3つを持つものが行政行為です。

(2016年8月取材)